

平成22年度「地球温暖化対策技術普及等推進事業」に係る企画競争募集要領

平成22年6月22日

経済産業省

産業技術環境局

環境政策課地球環境対策室

経済産業省では、平成22年度「地球温暖化対策技術普及等推進事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

気候変動問題の解決に向け、日本は、海外での温室効果ガス排出削減に貢献できる優れた技術や製品を多く持っています。しかし、現在、技術や製品の普及を通じた途上国での貢献を唯一制度的に後押しする「クリーン開発メカニズム（以下、「CDM」という。）」は、審査プロセスに長い時間がかかり不安定性が高いことに加え、我が国が得意とする省エネルギー製品（自動車、家電等）、原子力発電、高効率石炭火力等に対する適用がほとんどなく、我が国の技術・製品を通じた貢献を後押しするには不十分であると考えられます。

2009年末の第15回気候変動枠組み条約締約国会合（COP15）で策定されたコペンハーゲン合意は、先進国の排出総量についての目標を各国それぞれのやり方で設定することを認めるものとなりました。経済産業省では、こうした機会を捉え、現行のCDMの下では国際的に十分に評価がなされていない技術（原子力、CCS、石炭火力等）も広く対象に含める形で、我が国が世界に誇るクリーン技術や製品、インフラ、生産設備などの提供を行った企業の貢献を適切に評価し、その貢献を我が国の排出削減量として換算することを可能とする新たな仕組みを、二国間もしくは多国間の合意を通じて構築していきたいと考えています。

このため、本調査を通じ、我が国の優れた技術・製品を活かした、途上国との具体的な排出削減プロジェクトの発掘とその形成の促進を行うとともに、技術の普及・移転の実施や貢献の評価手法の確立、プロジェクトの実施に向けたファイナンス面その他の制度構築のあり方を検討する材料を早期に洗い出し、二国間若しくは多国間の合意を通じた新たな枠組みの構築に役立てていきたいと考えています。

2. 事業内容

以下の（１）、（２）のいずれか、もしくは双方について、調査を行うこととします。

（１） 協力案件の発掘に向けた調査

特定の途上国若しくは地域における、セクター（例：電力、鉄鋼、セメント等）、若しくは、サブセクター（例：石炭火力発電の高効率化、高効率家電の普及等）を想定し、我が国最高水準の技術を普及させた場合等における温室効果ガス排出削減ポテンシャル、及び、具体的な技術の普及・展開方法について分析を行います。具体的な内容には、以下を含みます。

- 対象国の気候変動を巡る情勢と政策、及び、当該技術・製品等が対象とする市場、政策等の概況
- 対象分野における我が国技術・製品等の普及による削減ポテンシャルとその測定方法
- 当該技術・製品等の普及に向けたプロジェクトプラン及びそのおおまかな事業性評価
- 当該プロジェクトの実現に必要なファイナンス、その他投資環境整備 など

上記調査を踏まえ、可能であれば、具体的なプロジェクトの実施計画もしくは提案の策定を行います。

（２） 協力案件の組成に向けた調査

特定の途上国若しくは地域において、我が国の優れた環境・エネルギー技術等を活用して削減を行う具体的なプロジェクトの実施を想定し、同プロジェクトの事業性評価、必要なファイナンスその他のスキームの検討を行います。また、同プロジェクトを通じて達成される削減量を計測、報告、検証するための方法論の特定（排出量の計測及びベースラインの設定の方法等）、及び、同方法論を用いた削減見込量の測定を行います。具体的な内容には、以下を含みます。

- 当該プロジェクトの事業性評価、及びその実現に必要なファイナンスその他の投資環境整備
- 当該プロジェクトにおける排出削減量の計測（排出量の計測に関する方法論（活用する国際標準等）、ベースラインの設定を含む削減量計測の考え方、第三者機関による検証の可能性など）に関する方法論の特定
- 同方法論を用いた削減見込量、その他当該プロジェクトを通じて得られる経済効果

なお、上記（１）（２）の実施に当たっては以下について留意していただきます。

○本事業においては経済産業省に対し、定期的に事業の状況の報告をすること。

○事業概要や進捗結果等について、経済産業省の求めがある場合には、対外的に説明等を行うこと。

○二国間、多国間の枠組みの構築に資する観点から、プロジェクト実施対象国における政府、民間セクターとの関係強化に努めること。

○削減効果の評価等にあたり購入した資機材等は、受託者に帰属するものとする。

3. 事業実施期間

契約締結日～平成23年3月31日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：5～10件程度（提案事業の内容等を勘案して決定）

(3) 予算規模：平成22年度予算額831,357,000円を、2回に分けて公募します。8～9月に第2回公募を行う予定です。今回の公募（第1回）では、総額5億円の内数で、合計5～10件程度の案件を採択する予定です。なお、1件あたりの契約金額や最終的な実施内容については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書（和文・英文）の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。
- (6) 支払額の確定方法： 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成22年6月22日（火）

締切日：平成22年7月13日（火）15時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：平成22年6月28日（月）11時～12時

説明会への参加を希望する方は、10. 問い合わせ先へ6月25日（金）15時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「地球温暖化対策技術普及等推進事業説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名までお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「地球温暖化対策技術普及等推進事業説明会出席登録申請書」と記載してください。
 - ・申請書（様式1）＜申請書1部＞
 - ・企画提案書（様式2）＜10部＞
 - ・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表＜1部＞
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（４）応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課地球環境対策室

「平成22年度「地球温暖化対策技術普及等推進事業」担当あて

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 審査・採択について

（１）審査方法

二国間協力への発展可能性、排出削減効果の確からしさ、排出削減方法論の確立への貢献、技術・製品の排出削減に向けた重要性、新たな貢献の開拓可能性などを総合的に考慮し、案件を審査します。

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

（２）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧プロジェクト実施による排出削減効果が見込まれ、またその評価の方法論の確立が技術的に可能であるか。
- ⑨二国間、多国間の枠組みの構築、とりわけ、プロジェクト対象国との関係強化に資するか。
- ⑩対象とする技術・製品が排出削減活動に関し、戦略的に重要なものか。
- ⑪先進性のある環境・エネルギー技術等の将来的な普及促進、及び、世界の排出削減に資するか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費

会場費	事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場材料及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
設備費	事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付けに必要な経費
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。））の購入に要する経費
外注費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費
Ⅲ. 再委託費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等）の一部を委託するのに必要な経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
Ⅳ. 一般管理費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コ</p>

	ンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。(これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。)
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 産業技術環境局 環境政策課地球環境対策室
担当：谷 査恵子
FAX：03-3501-7830
E-mail：tani-saeko@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXをお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「地球温暖化対策技術普及等推進事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

平成22年度「地球温暖化対策技術普及等推進事業」申請書

申請者	企業・団体名		
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）		
	E-mail		

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成22年度「地球温暖化対策技術普及等推進事業」
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容 * 外注、再委託を予定しているのであればその内容
5. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領9.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載すること。
I 人件費
II 事業費 ①旅費 ②会場費 ③謝金 ④補助職員人件費

Ⅲ 再委託費	
Ⅳ 一般管理費	
小計	
Ⅳ 消費税及び地方消費税	
総額	千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。）